

令和4年3月17日
教育委員会事務局管理課
支援助成係
内線 4070

群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、多くの生徒が在学中に成年に達する。第9条に定める授業料免除にかかる基準について、第2号の保護者が生徒の在学中に保護者でなくなるため、これまでの取扱と変更が生じないようにするため改正する。

なお、従前より二十歳以上の生徒については、保護者に代わり主たる生計維持者の収入の状況等を確認してきたが、規則に明記されていなかったため明記するものである。

2 改正内容

第9条第2号中「保護者」の下に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)その他の県立学校に在学する者の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

3 施行日

令和4年4月1日

4 経過措置の要否

否

理由：従前より成年に達している生徒に対して取扱を変更するものではないため。